

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年2月14日

【会社名】 株式会社ベネフィット・ワン

【英訳名】 Benefit One Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 白石 徳生

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町二丁目6番2号

【電話番号】 03(6870)3800(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 尾崎 賢治

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町二丁目6番2号

【電話番号】 03(6870)3800(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 尾崎 賢治

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 258,520,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社ベネフィット・ワン大阪支店
(大阪市中央区道修町四丁目1番1号)
株式会社ベネフィット・ワン名古屋支店
(名古屋市中村区名駅一丁目1番4号)
株式会社ベネフィット・ワン横浜支店
(横浜市神奈川区鶴屋町二丁目23番2号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2020年2月14日付で四半期報告書を提出したことに伴い、2020年1月30日付で提出した有価証券届出書について、当該四半期報告書を参照書類に追加及び、当該有価証券届出書の添付書類である「2020年3月期第3四半期(自2019年4月1日至2019年12月31日)の連結業績の概要」を削除するために、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

添付書類の削除

「2020年3月期第3四半期(自2019年4月1日至2019年12月31日)の連結業績の概要」を削除しております。

3 【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

第三部 【参照情報】

(訂正前)

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第24期(自2018年 4月 1日 至2019年 3月31日) 2019年 6月26日 関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第25期第 1 四半期(自2019年 4月 1日 至2019年 6月30日) 2019年 8月14日 関東財務局長に提出

事業年度 第25期第 2 四半期(自2019年 7月 1日 至2019年 9月30日) 2019年11月14日 関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2020年 1月30日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づき、臨時報告書を2019年 6月26日に関東財務局長に提出

第 2 【参照書類の補完情報】

参照書類である有価証券報告書(第24期事業年度)及び四半期報告書(第25期第 1 四半期及び第 2 四半期)(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2020年 1月30日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないと判断しております。

(訂正後)

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第24期(自2018年 4月 1日 至2019年 3月31日) 2019年 6月26日 関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第25期第 1 四半期(自2019年 4月 1日 至2019年 6月30日) 2019年 8月14日 関東財務局長に提出

事業年度 第25期第 2 四半期(自2019年 7月 1日 至2019年 9月30日) 2019年11月14日 関東財務局長に提出

事業年度 第25期第 3 四半期(自2019年10月 1日 至2019年12月31日) 2020年 2月14日 関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2020年 2月14日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づき、臨時報告書を2019年 6月26日に関東財務局長に提出

第 2 【参照書類の補完情報】

参照書類である有価証券報告書(第24期事業年度)及び四半期報告書(第25期第 1 四半期、第 2 四半期及び第 3 四半期)(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2020年 2月14日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在において変更の必要はないと判断しております。